

# 自由同和

## 大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

### No. 430

2022年(令和4年)12月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁目1番22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111  
■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

自由同和会中央本部

## 同和問題の早期完全解決にむけた要望書提出

### 法務省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

- ア. 新たな施策は講じられるのか。
- イ. 地方公共団体にはどのような指導がされるのか。
- ウ. 部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実はどのようにされるのか。
- エ. また、地方公共団体へはどのような指導がされるのか。
- オ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。
- カ. また、地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。
- キ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
- ク. 他の省庁へはどのような指導がされるのか。

同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混

住率は41・4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はまだにあるを選択した人でも、近所の人か、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる45%、気にならない79・8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる15・8%、気にならない57・7%、18・29歳に限れば83%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナスイメージである差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権啓発・啓発を推進されたい。

2. 障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすために新たな施策を講じられるのか。

また、障害者の雇用に関しては、法務省は令和3年6月1日時点において、

- ケ. 部落差別をはじめあらゆる差別や虐待による人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。
- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。

また、啓発冊子の「人権の擁護」は、令和4年度版から6条調査の結果を踏まえた内容に改められているが、解決しているのか否かが分かりづらいので、もう一段の見直しをされたい。

- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。
- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。
- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。

また、被害者の救済はどのようにされているのか。

- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。
- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。
- ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵害の内訳を報告されたい。

### 文科科学省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

- ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
- イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

自由民主党・幹事長  
衆議院議員 茂木 敏充 様

## 同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和对策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、昨年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」が成立する前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規定」を持ち出しての苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し、34項目の質問が出され、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていましたので、勧告されることは予想されましたが、新型コロナウイルスのまん延から遅れていた審査が本年の8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月9日に公開されましたが、やはりパリ原則に基づく国内人権機関の設置が勧告されました。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和4年11月29日

自由同和会中央本部  
会長 川上高幸

令和4年11月29日(火)開催予定の自由同和会中央本部主催の幹部研修会及び定期中央省庁要請行動は、新型コロナウイルスの感染者が拡大していることから、第8波に突入したと判断し、参加される会員の方の感染予防から中止となりました。

(裏面へつづく)

た、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進したい。

エ、大学の教職課程では人権教育を必須にしたい。

オ、奨学事業について、ア、貧困で進学を断念する生徒をなくするため、給付型の制度を拡充された。また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条件を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入された。令和6年度から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い」方式は、借り入れしている全学生を対象にしたい。

イ、大阪市が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなものを新たな事業として講じられないか検討したい。

ウ、老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる制度を設けられたい。

エ、[「障害者差別解消法」が平成28年の4

月から完全実施されたが、ア、この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。

イ、障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。また、障害者の雇用に関しては、文部科学省は令和3年6月1日時点において実雇用率2.70%で、法定雇用率(26%)を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

ウ、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行された9年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生した。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改定され、新たに「いじめの重大事態」の調査に関するガイドラインも策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じよう、徹底した指導をされたい。

エ、また、スクールロイヤーを設置され、モンスターペアレントやいじめでの重大事態への活用を図られたい。LGBTの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について(教職員向け)」の通知が出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。

オ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

キ、また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

ク、いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

ケ、「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア、新たな施策は講じられるのか。イ、厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

イ、また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

エ、また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

厚生労働省

また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

エ、また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

オ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

キ、また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

ク、いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

ケ、「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア、新たな施策は講じられるのか。イ、厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

イ、また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

エ、また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

オ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

エ、また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

オ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

キ、また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

ク、いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

ケ、「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア、新たな施策は講じられるのか。イ、厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

イ、また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

エ、また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

オ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

事者や感染者に対して差別や偏見で嫌がらせや排除が見受けられることから、国民に対する啓発活動を強力に推進されたい。

また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないように配慮されたいとともに、啓発活動を推進されたい。

国土交通省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア、新たな施策は講じられるのか。また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告された。

イ、国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ、同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の結婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

エ、また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、79.8%で、実際相手や結婚相手か否か気になりますかの問いでは、57.7%、18.29歳に限れば83%ではない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

オ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

キ、また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

ク、いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

ケ、「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア、新たな施策は講じられるのか。イ、国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

イ、また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

地方公共団体を強力に指導されるとともに、家賃の滞納をなくす取り組みを強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。

若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、同居親族要件や収入基準を緩和し、例えば、単身者や新婚家庭及び妊婦がいる家族を優先する一層の混住化を図る、新たな制度を考慮されたい。

エ、建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりをされたい。

オ、また、財政規模が小さく単純な建て替えしか選択がない地方公共団体には、特段の配慮をされたい。

カ、払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。

キ、また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

ク、いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

ケ、「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア、新たな施策は講じられるのか。イ、国土交通省は令和3年6月1日時点において実雇用率2.85%で、法定雇用率26%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

ウ、障害者の雇用に関しては、国土交通省は令和3年6月1日時点において実雇用率2.85%で、法定雇用率26%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

エ、また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

カ、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

キ、また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなどの性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

ク、いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

